

# 長浜教区災害救援特別会計規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、教区内外における災害への対応に必要な資金を支弁するための措置について定める。

(会計の設置)

**第2条** 前条の資金を運用するため、長浜教区災害救援特別会計を設置し、別途会計としてこれを経理する。

(収入及び支出)

**第3条** この会計の収入は、教区事業費会計からの回付金等をもって収入とし、教区内外における災害救援に関する経費をもって支出とする。

**2** 前項による支出は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議に付するものとする。ただし、当該会議の議決を経るいとまのない場合は、教区会議長及び教区門徒会長並びに教務所長の合議により支出することができる。

(教区会及び教区門徒会の承認)

**第4条** この会計の経理については、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日(2011年8月19日)から施行する。